

令和5年度皆実有朋会奨学財団 奨学生募集要項

1 目的

今後、社会の基盤となる技術の飛躍的進展、国際情勢の大きな変化等により、私たちを取り巻く社会は大きな変革を迫られている。当財団は、この中で、校訓の「勤勉・強行・責任・自由」の精神を受け継ぎつつ、これらの変革に能動的に対応し、社会の中で活躍しようとする者に、夢の実現を図る一助として奨学金を給付することを目的としている。

2 奨学金の特徴

本奨学金給付事業は、給付型の奨学金であり、用途について、上記の目的に沿ったものであること以外には、特段の具体的な定めは設けていない。また、他の奨学金との併給も可である。

(1) 給付対象

社会で活躍することを目的として、より幅広く、高度な知識を習得するため大学に進学するもの。なお、大学は、学校教育法に定める大学と海外の大学とする。また、学位を取得でき、学費有料の大学校も含む。

(2) 給付額

年間60万円(5万円/月)

(3) 給付の方法

奨学金の給付は2カ月毎に交付するものとします。(5月、6月、8月、10月、12月、2月の15日)4月分は5月に併せて交付します。

(4) 募集人員

1名

※4年間を限度に給付する。ただし、毎年、皆実有朋会奨学財団継続給付希望調書

を提出し、審査を受けて継続受給を認められた場合に限る。

3 募集期間

令和5年3月1日～令和5年3月31日

4 応募資格

- (1) 広島県立広島皆実高等学校の在校生及び卒業生で、社会で活躍しようとする「高い志」を持つ者
- (2) 社会の変革に能動的に対応し、社会の中で活躍するための能力を身に付けるために大学で学ぼうとする者
- (3) 「勤勉・強行・責任・自由」の校訓を体現し、他の生徒・学生の範となる者
- (4) 高い志を実現するために必要な資質や能力（知・徳・体）をバランスよく備えている者
- (5) 経済的に支援が必要な者

※本奨学金給付事業への応募は、上記条件を全て満たす者とする。

5 新規応募手続き

- (1) 奨学金給付申請書（規定様式1）【必須】
- (2) 本奨学金給付事業に応募した理由、給付の必要性について記した文書（規定様式2）【必須】
- (3) 在学（籍）校における主たる指導者の推薦書（規定様式3）【必須】
- (4) 応募時点での学業成績を証明する書類（各校の作成する書類）【必須】
- (5) 住民票（住民登録された世帯員全員が記載された住民票）【必須】
- (6) 収入を証明する書類【必須】

前年度の主たる家計支持者（父母がいる場合は父母双方、父母いずれかの場合

はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者)の収入の証明ができるもの

- ① 会社員、パート・・・源泉徴収票（コピー可）
- ② 自営業・・・・・・・・・・確定申告書（コピー可）と収入を証明できるもの（課税証明書）
- ③ その他（年金収入等）・・・収入を証明できるもの（課税証明書）

(7) その他、本奨学財団の選考委員会が必要とする書類等

※本奨学金給付事業への新規応募者は、募集期間内に上記の(1)~(6)の書類を提出できる者とする。

6 継続手続き

- (1) 本奨学金給付事業に応募した理由、給付の必要性、学習状況、奨学金の活用状況について記した文書（規定様式4）【必須】
- (2) 継続希望申請期間内で入手可能な最新の学業成績を証明する書類（各校の作成する書類）【必須】
- (3) その他、本奨学財団の選考委員会が必要とする書類等

※本奨学金給付事業の継続応募は、募集期間内に上記の(1)~(2)の書類を提出できる者とする。

7 給付候補者の選考及び給付の決定

- (1) 新規応募者及び継続応募者については、当財団定款第9章に定める選考委員会において、次の審査を経て決定する。
 - ・応募者から提出された申請書類による審査
 - ・必要に応じて行う面接等による審査
- (2) 選考委員会は、選考結果を速やかに理事長に報告する。

(3) 理事長は、理事会を開催し決定する。なお決定後は速やかに応募者に通知する。

(4) 理事長は、給付決定を行うにあたり、応募者に次の事項の確認をする。

①指定された期日までに、学業成績や専門分野における修学状況及びその成果に関する報告書を提出する義務があること

②次の事項が発生した場合は直ちに、公益財団法人皆実有朋会奨学財団事務局に届出なければならない。

- ・休学、復学、転学又は退学したとき
- ・停学その他の処分を受けたとき
- ・氏名、住所その他事項に重要な変更があったとき

③次の場合は奨学金の休止又は廃止となる。

- ・募集奨学金の給付申請に係る書類の記載内容に虚偽があることが発覚した場合
- ・退学した場合
- ・休学、又は長期にわたって欠席し、成業に見込みがなくなったと考えられる場合
- ・傷い、疾病などのため成業に見込みがなくなったと考えられる場合
- ・学業成績又は素行が不良となった場合

④奨学金給付対象でなくなった時以降に不正に受給した場合は返還を求めることがある。

⑤次年度給付を希望する場合は継続手続きを行う必要があること

8 その他

(1) 当奨学財団が、奨学金の給付申請にかかわって知り得た個人情報については、選考・決定以外のいかなる目的にも使用しない。

(2) 募集要項で定めている以外の書類の提出については、必要に応じて理事長がこれを要請する。